

(一関市市街地活性化センター条例の一部改正)

改正前					改正後				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
利用区分		単位	使用料		利用区分		単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料
市民 利用 施設	<u>50平方メートル以下</u>	1時 間	<u>200円</u>	<u>50円</u>	____ ____ ____ ____ 100平方メートル 以下	1時 間	500円	100円	
	<u>50平方メートルを超え、100平方メートル以下</u>		<u>400円</u>	100円					
	<u>100平方メートルを超え、1,000平方メートル以下</u>		<u>800円</u>	<u>実費を基準として規則で定める。</u>					
	<u>1,000平方メートル超</u>		<u>1,600円</u>						
[略]					[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。